

# 涌谷町公共施設の省エネ化による地球温暖化対策モデル事業 仕 様 書

## 1 事業の名称及び場所

- (1) 事業の名称：涌谷町公共施設の省エネ化による地球温暖化対策モデル事業
- (2) 事業の場所：涌谷町内（本仕様書 5（1）に示す施設）

## 2 事業の目的

本町では、令和元年 4 月に涌谷町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、平成 25 年度に 5,772.9t-CO<sub>2</sub>であった温室効果ガス総排出量を、令和 12 年度に 3,544.3t-CO<sub>2</sub>へと 38.6%の削減を図ることとしている。

本事業は、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）を活用し、本町にて抽出した緊急的に対策を講じる必要のある施設のこれまでの設備運用状況を把握・整理した結果から、より効果的な運用改善措置を立案し、設備更新措置と組み合わせその効果の最大化を図ることを目的とする。

なお、各施設においては、継続的に運用改善措置に取り組むことが可能となるよう、運用改善措置の実施確認手順や設備のエネルギー管理標準、メンテナンス項目の作成・整理を行い、対象外の施設や周辺自治体、民間企業への展開が可能となるようノウハウの蓄積を図るものとする。

## 3 基本事項

本事業は、次の基本事項を満たすように実施する。

- (1) 本仕様書のほか、契約に係る規則等の関係法令に基づき実施すること。
- (2) 省エネシステムについては、省エネ効果の検証手法及びその手順を併せて提案すること。
- (3) 導入設備の性能や設備容量等の検討にあたっては、施設利用者や職員の快適性を過度に損なわないよう留意すること。
- (4) L2-Tech 認証製品または L2-Tech 認証製品と同等の性能を持つ製品を選定すること。
- (5) 本事業は「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）を活用して実施するため、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）の要領、交付規定に沿って必要となる書類等を確実に整備すること。

#### 4 配置技術者

受託者は、本事業の円滑な推進を図るため、必要な経験能力を有する十分な数の技術者を配置するとともに、高度な技術及び知識を有する事象に対応するため、次の技術者を配置しなければならないものとする。

- (1) 監理技術者：監理技術者は工事現場における施工の技術上の管理を行うものとし、監理技術者となる適切な資格及び経験を有すること。
- (2) 管理技術者：管理技術者は業務全般にわたり技術的管理を行うものとする。

なお、本事業は環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)を活用する事業であることから、地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業等の国等の補助事業に精通した技術者を配置するものとする。

#### 5 業務内容

##### (1) 対象施設への省エネシステムの導入

公募申請の内容を踏まえ、本事業対象施設へエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の削減効果が高く、モデル性・先導性を兼ね備えた省エネシステムを導入する。

省エネシステムの導入にあたっては、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の削減目標を担保することを念頭に設計、機器選定を行うものとし、効果計測のための機器等を導入する。

省エネシステムについては、想定するシステム図を提示するとともに、より省エネ効果を高めるための導入機器の運転制御等の施策について提案を行うこと。

※本事業対象施設は、以下に示す2施設となっている。

施設名称	所在地	施設概要	延床面積 (m <sup>2</sup> )	改修対象設備 の温室効果ガス 総排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	エネルギー 起源CO <sub>2</sub> 削減 目標※1 (t-CO <sub>2</sub> )
わくや天平の湯	宮城県遠田郡涌谷町涌谷字中江南222	温浴施設	4,208	1,018.9	155.1
涌谷町高齢者福祉複合施設ゆうらいふ	宮城県遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦192	老人福祉施設	4,434	194.4	55.3

※1 設備導入及び運用改善による取組全体の削減目標

※導入設備の種類は、以下の区分を基本とする。

記号	区分
あ	空調機（ヒートポンプ・個別方式）
い	熱源・空調機（ヒートポンプ・中央方式）
う	熱源・空調機（気化式・中央方式）
え	熱源・空調機（吸収式・中央方式）
お	熱源・空調機（吸着式・中央方式）
か	熱源（ヒートポンプ）
き	給湯器（ヒートポンプ）
く	給湯器（ガス式）
け	ボイラ
こ	コージェネレーション
さ	照明器具
し	変圧器
す	エネルギーマネジメントシステム

施設名：区分表からの記号

わくや天平の湯 : い、け、さ、す

涌谷町高齢者福祉複合施設ゆうらいふ : あ、け、さ、す

また、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）の公募申請にあたり、公募申請書類に記載した内容は次のとおりである。なお、各施設の更新対象機器及び数量等については、別添資料を参照すること。

① わくや天平の湯

区分		更新内容（案）
空調	現状	①A 重油式冷温水発生機及び冷却塔を熱源とするエアハンドリングユニットによる中央空調方式 ②A 重油式ボイラーによる給湯
	更新案	①冷温水発生機から空冷チラーへの更新 ②A 重油式ボイラーの更新
照明	更新案	・照明設備のLED化及び照明制御の導入
エネルギーマネジメントシステム	導入案	・エネルギー消費量の計測

涌谷町高齢者福祉複合施設ゆうらいふ

区分		更新内容（案）
空調	現状	①氷蓄熱ビルマルチエアコンによる個別空調方式 ②個別パッケージエアコンによる個別空調方式
	更新案	①ビル用マルチエアコンへの更新及びサーキュレーターの導入 ②個別パッケージエアコンの更新
照明	更新案	・照明設備のLED化及び照明制御の導入
エネルギー マネジメン トシステム	導入案	・エネルギー消費量の計測

本事業の実施に当たっては上記内容を基本とするが、よりエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の削減効果が高い提案を求める。

また、次の事項に留意すること。

ア．環境省公表資料「L2-Tech リスト」で認証される機器に相当する機器をできるだけ多く選定するものとする。

イ．導入設備の CO<sub>2</sub> 排出量及びランニングコストの削減量の試算については、本事業実施年度を含む4ヶ年度間実施するものとする。また、補助執行団体への実績報告の資料作成支援も実施するものとする。

ウ．計画・設計・工事まで含めた提案及び積算を行うこと。

エ．提案による設備更新及び運用改善の提案について、施設ごとの設備更新及び運用改善等の概要とそれにともない想定される CO<sub>2</sub> 削減量及びランニングコスト等を記すこと。なお、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量及びランニングコストの算定にあたっては次の排出係数・単価を使用すること。なお、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の削減量が削減目標値を下回る提案については無効とする。

排出係数	<b>【電気】</b> 電力事業者別排出係数（特定排出者の温室ガス排出量算定用）平成28年12月27日公表の東北電力の実排出係数を用いる。 <b>【電気以外】</b> 環境省作成「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック〈補助事業申請者用〉（G.省エネ設備用）」に基づき算定する。
単価	電気　：15円/kWh 灯油　：69円/L A重油：70円/L

## （2）継続的な運用改善に向けた支援等の実施

導入した設備の適切な維持管理等の継続的な運用改善の実施に向けた支援やツールの作成を行い、町とともに実施する。

提案を求める内容は次の項目とする。

- ア．継続的な運用改善を行うためのマニュアル・手引書の作成について、作成する項目の概要や作成にあたっての観点等
- イ．設備機器の維持管理に必要となる設備管理台帳の項目や運用イメージ
- ウ．設備の運用改善に資するエネルギー管理標準の作成手順や改善手法
- エ．照度基準の設定に関する基本的な考え方や検討手法

## 6 打合せ協議

事業の円滑な進行を図るため、常時、担当職員と緊密な連絡関係を構築し、担当職員が求める場合には打合せを行い、誠意を持って業務を遂行すること。なお、打合せ後に受託者において記録簿を作成し、相互に確認するものとする。

## 7 工事図書

工事図書として、次のものを提出すること。その他、本町が指定する媒体により電子データで提出すること。また、データ形式についても、本町が指定する形式にすること。

なお、成果品は、本町に帰属するものとし、本町が管理するものとする。また、受託者は、本町の許可なく成果品の公表、貸与又は譲渡をしては

ならない。

(1) 施工計画書、完成図書、省エネ検証データ（LED照明導入についても計測を基本とする。）

その他、担当職員と協議の上、成果品を提出すること。

(2) 工事写真

## 8 履行期間

令和元年度事業 契約締結日（交付決定通知受領後）

～令和2年1月31日（金）

## 9 支払時期

代金の支払は、年度ごとの事業検査後、受託者の請求に基づき支払う。  
また、中間払いが必要な場合においては本町及び受託者が協議の上、支払いを決定する。

## 10 疑義解決

本仕様書に疑義が生じた場合は、本町と受託者とが協議の上、解決するものとする。

## 11 資料の貸与

本事業の実施に必要な本町が所有する資料等については、本町が受託者に貸与するものとし、受託者は、本事業の目的以外に当該資料等を利用してはならない。

なお、受託者は、業務完了後は、速やかに貸与を受けた資料等を本町に返還するものとする。

## 12 必要事項の補充

本事業を実施するに当たり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上、当然と認められる事項については、受託者の責任と負担において補充するものとする。

## 13 秘密の厳守

受託者は、本事業の履行中に知り得た秘密情報（本町が秘密と指定して開示される全ての情報）に関し、次の事項を遵守し適正に取り扱わなくてはならない。

(1) 目的外利用及び外部提供の禁止

受託者は、情報を自社内限りで、本事業の実行においてのみ使用でき

るものとする。秘密情報を厳重に管理し、本町における事前の書面による承諾なしには、これらの秘密情報の全部又は一部を第三者に開示できない。

ただし、本事業に直接関係し、その知識が各工程に必要と考えられる場合の、受託者の管理者、その他責任のある社員に対してこれらの秘密情報を公開するに当たっては、この限りでない。この場合には、秘密情報の保持、利用に関して受託者が全ての責任を負うものとする。

(2) 複写及び複製の禁止

受託者は、秘密資料を本町の書面による承諾なしに複写及び複製してはならない。

(3) 秘密情報の保持

受託者は、秘密情報を厳重に保持するために、また、万一の災害を想定して必要な予防措置を自ら講ずるものとする。

(4) 資料の返却

受託者は、返却期日までに本町の秘密資料を全て返却しなければならない。

また、本町による書面での要求があった場合、受託者は、遅滞なくこれらの入手した秘密情報を返却し、この秘密情報を基に作成された全ての秘密資料を本町に引き渡すか、廃棄又は消去することとする。廃棄又は消去する場合には、その事実を証明する書面を本町に提出することとする。

(5) 運搬責任

本事業に必要な秘密資料の運搬は、本町の指定した方法により受託者の責任で行うものとする。また、受託者は、運搬中における秘密情報の紛失事故等がないよう必要な対策を自ら講ずるものとする。

(6) 事故報告義務等

受託者は、本事業の履行において取り扱う秘密情報に関し、漏洩、紛失、改ざん等の事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、その状況を本町に報告し、その指示に従うものとする。

1.4 セキュリティ

受託者は、本事業で取り扱う情報に対するセキュリティ管理を徹底しなければならない。

1.5 その他

- (1) 本仕様書に定めた事項は、本事業を進める上で必要に応じて随時変更する可能性がある。

(2) ストックヤードおよび現場事務所は、各施設の駐車場や本町公共施設の空き部屋等も含め、担当職員と調整した上で、可能な範囲にて無償で貸与する。